

令和6年度報酬改定と賃上げについて

令和6年1月19日
厚生労働省

令和6年度報酬改定と賃上げについて

- ① 医療機関や事業所の過去の実績をベースにしつつ、更に
- ② 今般の報酬改定による上乗せ点数（加算措置）の活用
- ③ 賃上げ促進税制の活用

を組み合わせることで、令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実現いただきたい。

大臣折衝事項（令和5年12月20日 厚生労働省）（抄）

【診療報酬関係】

1. 診療報酬 +0.88%（令和6年6月1日施行）

- ※1 うち、※2～4を除く改定分 +0.46%
各科改定率
医科 +0.52%
歯科 +0.57%
調剤 +0.16%

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置分（+0.28%程度）を含む。

- ※2 うち、看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種（上記※1を除く）について、令和6年度にベア+2.5%、令和7年度にベア+2.0%を実施していくための特例的な対応 +0.61%
- ※3 うち、入院時の食費基準額の引き上げ（1食当たり30円）の対応（うち、患者負担については、原則、1食当たり30円、低所得者については、所得区分等に応じて10～20円） +0.06%
- ※4 うち、うち、生活習慣病を中心とした管理料、処方箋料等の再編等の効率化・適正化 ▲0.25%

大臣折衝事項（令和5年12月20日 厚生労働省）（抄）

【介護報酬関係】

2. 介護報酬 + 1.59%

令和6年度介護報酬改定については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、改定率は全体で+1.59%（国費432億円）とする。具体的には以下の点を踏まえた対応を行う。

- 介護職員の処遇改善分として、上記+1.59%のうち0.98%を措置する（介護職員の処遇改善分は令和6年6月施行）。その上で、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として、0.61%を措置する。
- このほか、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果が見込まれ、これらを加えると、+0.45%相当の改定となる。
- 既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。あわせて、今回の改定が、介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。

【障害福祉サービス等報酬関係】

3. 障害福祉サービス等報酬 + 1.12%

障害福祉分野の人材確保のため、介護並びの処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うことにより、改定率は全体で+1.12%（国費162億円）とする。なお、改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準となる。

既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。

賃上げ促進に向けた今後のスケジュール

- | | |
|----------|---|
| 1月22日（月） | 【介護】 社会保障審議会 介護給付費分科会
(介護報酬改定の具体案を議論) |
| 2月上旬 | 【障害福祉】 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
(障害福祉サービス等報酬改定の具体案を議論) |
| 2月上中旬 | 【医療】 中央社会保険医療協議会
(診療報酬改定の具体案を議論) |
| 2月上中旬～ | 【医療】 オンライン報酬改定セミナー
(厚生労働省・医療関係団体の共同開催) |
| 6月1日 | 【医療・介護・障害福祉】 報酬改定（賃上げ分）施行 |

※報酬改定に先立ち、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」により、看護補助者・介護職員・障害福祉職員については、令和6年2月～5月分の収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための補助金を実施。